

「第2青函トンネル構想を実現する会」設立趣意書

1 設立趣旨

青函トンネルは整備新幹線計画の規格で造られているため、本来は260 km/hで走行できますが、在来線の貨物列車と共用する区間では、すれ違い走行時の安全性の観点から最高速度が抑えられております。

現在、国は新幹線の速度問題を解決するための対策案を検討しておりますが2030年に予定されている北海道新幹線の札幌延伸に向けては、大幅な時間短縮が求められるものと考えます。

新幹線が大幅に時間短縮し、最高性能を発揮するための抜本的な解決策としては、「新幹線」の特性である高速かつ安全な走行を実現するとともに、「貨物」の安定輸送に支障のない方法として、「新幹線」と「貨物」を分離する等の「第2青函トンネル」が解決策となり得るものと考えます。

また、本州と北海道を結ぶ青函トンネルは鉄道用途に限られ、九州や四国と比較すると本州との物流手段も限定されるため、輸送コストが上昇している状況にあります。

現在、民間3団体から「第2青函トンネル構想」が発表されている状況にあり、道内経済界からも必要性を訴える声が出始めております。

「第2青函トンネル」が実現されれば、新幹線の高速化と貨物列車やトラック等による輸送力向上及び輸送コスト削減等が可能となり、それによる人の往来や物流が増えることによって、北海道の振興や経済の活性化につながるこの可能性が十分にあると考えられます。

当町には、青函トンネル工事に従事した町民が多く、現在も全国各地のトンネル工事現場で就労しており、町民は青函トンネルに深い思い入れがあります。

このようなことから、「第2青函トンネル構想を実現する会」を設立し、青函トンネル工事基地の地元福島町から、構想実現に向けて情報を発信することで、「第2青函トンネル」の実現を目指すことを目的とするものであります。

2 名 称

第2青函トンネル構想を実現する会

3 構成団体等

福島町、福島町議会及び設立趣旨に賛同する団体、並びに個人

第2 青函トンネル構想を実現する会規約

(名 称)

第1条 本会は、第2 青函トンネル構想を実現する会（以下「実現する会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実現する会は、第2 青函トンネル構想の実現を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 実現する会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)第2 青函トンネル構想実現に向けた機運を盛り上げるための広報、啓発活動及び情報収集等に関する事
- (2)第2 青函トンネル構想を提言している団体及び構想実現に向け活動している団体との連携強化等に関する事
- (3)前号の団体と連携を図りながら関係機関等に対し、構想推進に向けた働きかけを行う事
- (4)その他本会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 実現する会は、福島町、福島町議会及び本会の目的に賛同する団体並びに個人をもって組織する。

(役 員)

第5条 実現する会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 2名
監 事 2名

- 2 会長は、福島町長を充て、他の役員は総会において選任し、任期は2年とする。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、実現する会の会計を監査する。

(顧 問)

第6条 実現する会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、第3条の事業に関し意見を述べるができる。

(会 議)

第7条 実現する会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(経 費)

第8条 実現する会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事務局)

第9条 実現する会の事務局は福島町企画課に置き、会長が必要な職員を委嘱する。

(会長への委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、実現する会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月7日から施行する。